明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六九）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務四一三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同四一四）　二
○結核に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（厚生労働三九九）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁五六、五七）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局九五～九七）　三
○道路に関する件（中部地方整備局一一〇～一一一）　三
○道路に関する件（九州地方整備局一七三、一七四）　三
〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　一三
平成二十八年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構平成二十七事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更、企業年金基金設立・変更関係　二六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出、農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三五
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○厚生労働省令第百六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の十二第一項及び第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七中「二年以内の者」の下に「（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）」を加える。

第二十七条の八の見出し及び同条第一項中「記録」を「記載」に改め、同項第四号中「病状、」の下に「抗酸菌培養検査及び」を加え、「結果及び」を「結果並びに」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第四百二十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十八年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 神奈川県横浜市金沢区泥亀1－18－24 (53.90) (2) 神奈川県三浦郡葉山町長柄字上ノ山1942 (220.50)	北緯35度20分23秒東経139度37分25秒の地点と北緯35度18分22秒東経139度36分47秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度16分59秒東経139度36分47秒の地点と北緯35度16分59秒東経139度36分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 奈良県葛城市北花内222番1 (81.00) (2) 奈良県御所市櫛羅2569 (954.00)	北緯34度29分02秒東経135度44分06秒の地点と北緯34度27分20秒東経135度41分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 栃木県宇都宮市中央3－1－2 (173.70) (2) 栃木県宇都宮市宮山田町字向山2803－3 (477.00)	北緯36度33分25秒東経139度53分04秒の地点と北緯36度36分39秒東経139度52分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域